

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 公平委員会の事務の委託
道路の供用の開始
道路の区域の変更
新たに土地が生じたことについての届出
字の区域の変更
漁船損害補償法第百十二条第一項の同意があつたものと認めたる旨
- ◇運営告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第百四十五号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定に基づき、次の規約により、鳥取県は、

郡家町、船岡町、河原町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村及び智頭町の公平委員会の事務の委託を受けた。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

郡家町と鳥取県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七條第四項の規定に基づき、郡家町（以下「甲」という。）は、同法第八條第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。（経費）

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理

に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

船岡町と鳥取県との間の公平委員会の事務

委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、船岡町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

河原町と鳥取県との間の公平委員会の事務

委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、河原町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

八東町と鳥取県との間の公平委員会の事務

委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、八東町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

若桜町と鳥取県との間の公平委員会の事務

委託に關する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、若桜町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

用瀬町と鳥取県との間の公平委員会の事務
委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、用瀬町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

佐治村と鳥取県との間の公平委員会の事務
委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、佐治村(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

智頭町と鳥取県との間の公平委員会の事務
委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、智頭町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。(経費)

第二条 乙が、前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附則

この規約は、昭和四十年四月一日から施行する。

鳥取県告示第四百四十六号

次の道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年三月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局鳥取工事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一 道級	二十九 号線	鳥取県八頭郡八東町大字宮校 同 同 郡 同 字山崎河原から 同 同 郡 同 字上郡原まで 鳥取県八頭郡八東町大字徳丸 同 同 郡 同 字棚田から 鳥取県八頭郡八東町大字徳丸 同 同 郡 同 字香貫清水まで 鳥取県八頭郡八東町大字安井宿 同 同 郡 同 字カナナ宮から 同 同 郡 同 字高藤まで	昭和四十年 三月二十六日
九号線	鳥取県岩美郡岩美町大字白地 同 同 郡 同 町小山前 同 同 郡 同 町大字白地 同 同 郡 同 字下五反まで		

道路の種類	路線名	区	間	変域 前後	敷地の 幅員	延 キメートル長	備考
一般国道	九号線	鳥取県米子市錦町一丁目	から	前	一〇・六〇〇	二・八〇七	ウダ エブル
			まで	後	二四・〇〇〇	〇・八〇七	
		鳥取県高根郡青谷町大字長和瀬	から	前	七・〇〇〇	二・六八五	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・六八五	
		鳥取県東伯郡泊村大字油	から	前	六・五〇〇	〇・〇七二	ウダ エブル
			まで	後	八・五〇〇	〇・〇七二	
		鳥取県西伯郡牛山町大字下甲	から	前	六・五〇〇	〇・〇七二	ウダ エブル
			まで	後	八・五〇〇	〇・〇七二	
		鳥取県西伯郡中山町大字下甲	から	前	七・〇〇〇	二・四四八	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・四四八	
		鳥取県西伯郡中山町大字河原	から	前	八・五〇〇	二・〇五〇	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・〇五〇	
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	四・〇〇〇	二・八四〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	二・八四〇			
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	四・〇〇〇	二・八四〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	二・八四〇			
鳥取県西伯郡古池大字御来屋	から	前	七・〇〇〇	六・七三五	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	六・七三五			
鳥取県西伯郡古池大字御来屋	から	前	七・〇〇〇	六・七三五	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	六・七三五			
鳥取県西伯郡下荒畑大字大塚	から	前	六・〇〇〇	〇・〇九〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・〇九〇			
鳥取県西伯郡下荒畑大字大塚	から	前	六・〇〇〇	〇・〇九〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・〇九〇			
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	八・五〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡西原大字大塚	から	前	八・五〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡大山町大字福尾	から	前	七・〇〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡大山町大字福尾	から	前	七・〇〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡沙汲大字福尾	から	前	四・五〇〇	一・〇七〇	ウダ エブル		
	まで	後	九・〇〇〇	一・〇七〇			
鳥取県西伯郡同郡同大字福尾	から	前	四・五〇〇	一・〇七〇	ウダ エブル		
	まで	後	九・〇〇〇	一・〇七〇			

鳥取県告示第百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、青谷町長から同町の区域内に次の土地が新たに生じたことについて届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県告示第百四十七号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。その関係図面は、昭和四十年三月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年三月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	変域 前後	敷地の 幅員	延 キメートル長	備考
一般国道	九号線	鳥取県米子市錦町一丁目	から	前	一〇・六〇〇	二・八〇七	ウダ エブル
			まで	後	二四・〇〇〇	〇・八〇七	
		鳥取県高根郡青谷町大字長和瀬	から	前	七・〇〇〇	二・六八五	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・六八五	
		鳥取県東伯郡泊村大字油	から	前	六・五〇〇	〇・〇七二	ウダ エブル
			まで	後	八・五〇〇	〇・〇七二	
		鳥取県西伯郡牛山町大字下甲	から	前	六・五〇〇	〇・〇七二	ウダ エブル
			まで	後	八・五〇〇	〇・〇七二	
		鳥取県西伯郡中山町大字下甲	から	前	七・〇〇〇	二・四四八	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・四四八	
		鳥取県西伯郡中山町大字河原	から	前	八・五〇〇	二・〇五〇	ウダ エブル
			まで	後	一〇・〇〇〇	二・〇五〇	
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	四・〇〇〇	二・八四〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	二・八四〇			
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	四・〇〇〇	二・八四〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	二・八四〇			
鳥取県西伯郡古池大字御来屋	から	前	七・〇〇〇	六・七三五	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	六・七三五			
鳥取県西伯郡古池大字御来屋	から	前	七・〇〇〇	六・七三五	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	六・七三五			
鳥取県西伯郡下荒畑大字大塚	から	前	六・〇〇〇	〇・〇九〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・〇九〇			
鳥取県西伯郡下荒畑大字大塚	から	前	六・〇〇〇	〇・〇九〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・〇九〇			
鳥取県西伯郡名和町大字大塚	から	前	八・五〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡西原大字大塚	から	前	八・五〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	一〇・〇〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡大山町大字福尾	から	前	七・〇〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡大山町大字福尾	から	前	七・〇〇〇	〇・二二〇	ウダ エブル		
	まで	後	八・五〇〇	〇・二二〇			
鳥取県西伯郡沙汲大字福尾	から	前	四・五〇〇	一・〇七〇	ウダ エブル		
	まで	後	九・〇〇〇	一・〇七〇			
鳥取県西伯郡同郡同大字福尾	から	前	四・五〇〇	一・〇七〇	ウダ エブル		
	まで	後	九・〇〇〇	一・〇七〇			

